

令和7年度第1回犬山市景観審議会議事録

1. 開催日時 令和8年1月30日（金曜日）午後2時30分～午後4時30分

2. 開催場所 犬山市役所 2階 205会議室

3. 出席者

《審議会委員》	(名簿順)	
〈区分〉	〈氏名〉	〈職名〉
識見を有する者	服部 敦	中部大学教授
識見を有する者	清水 隆宏	愛知工業大学准教授
識見を有する者	夏目 知道	愛知県立芸術大学准教授（オンライン）
市民	梅田 佳和	犬山市建築設計事務所協会会長
市民	日比野 清正	犬山市観光協会理事
市民	松浦 恵子	ジョインいぬやま
市民	福岡 ユリ	犬山朝市協働組合理事
市民	丸山 和成	栗栖区区長
市議会議員	畑 竜介	市議会議員

※犬山市景観条例施行規則第26条第2項により、審議会委員11名中、9名（内1名はオンライン）が出席し過半数以上であるため、会議が成立。

《事務局》

都市整備部	部長	武内 雅洋
	次長	野本 敬弘
都市整備部都市計画課	課長	高木 誠太
	主幹	一柳 佳誉
	課長補佐	丸地 知彦
	主査補	大野 紗由里
	主査補	道籬 聖也

《その他》

教育部歴史まちづくり課	課長	加藤 憲夫
	課長補佐	渡邊 樹
	主査補	荒金 賛太

4. 欠席者

〈区分〉	〈氏名〉	〈職名〉
識見を有する者	小野 悠	豊橋技術科学大学
市議会議員	光清 毅	市議会議員

5. 傍聴人
0名

6. 議題等

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事等

(1) 協議事項

- ①「犬山城下町景観づくり手引き」「景観形成助成金チェックシート」について（資料1）
- ②屋外広告物「デジタルサイネージ」の取扱いについて（資料2）

(2) 報告事項

- ①城下町における景観地区の検討について（資料3）
- ②景観事業の各種実績について（資料4）

(3) その他

- ①木曾川景観協議会の取り組みについて（資料5）
- ②「犬山市かわまちづくり計画」について（資料6）
- ③犬山城大手門枳形跡整備事業について（資料7）

5 閉会

7. 議事録

会長 (服部委員)	最初に協議事項でございます。この協議事項について1つずつ、審議していきたいと思っておりますので、まず資料1「犬山城下町景観づくり手引き」「景観形成助成金チェックシート」についてからご説明をお願いします。
事務局	(1) 協議事項 ①「犬山城下町景観づくり手引き」「景観形成助成金チェックシート」について（資料1）説明
会長 (服部委員)	ありがとうございます。ただいま説明がありました資料1のうち、まずは格子について皆様、ご意見ございましたらいただきたいと思っております。いかがでしょうか。
梅田委員	格子についてというお話ですので、資料1の1ページ目の写真を見ると伝統的な格子を用いた例の外観の格子の割合が非常に高いと思っております。 外観デザインに対して格子が持つ重要性というのはすごく高いので、できる限り犬山格子を使っていたきたいという本音はありますが、実情としては腐食が進んでいる格子やアルミの格子を元の格子に復原をしようとする、工事業者の方との話でも出ますが、どうしても金額が高額になってしまいます。 本来は犬山格子にしてもらいたいのですが、費用が高額になると、壊して建て替える話にもなりかねないということも思います。 一番は残してもらおうことが大事だと思うので、あまりハードルは上げずに現状の形でよいと私は思います。 ただし、資料1の主な意見にあるように、建物所有者が理解した上で、議論

	<p>ができていくかというところは非常に大事だと思います。</p> <p>工事業者の方というのは、仕事を取りたいということをもまず考えますので、なかなか高額になる格子を提案するという事は少ないと思います。</p> <p>市が所有者の方に本来はこういうものだということを理解していただいた上で、どうされるかを考えていただくことは重要となると思います。</p> <p>ですので結論から言いますと、私はあまりハードルを上げるべきではないと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
会長 (服部委員)	<p>ありがとうございます。ほかにご意見がある方がいらっしゃればいかがでしょうか。</p>
清水委員	<p>今のご意見には賛成です。</p> <p>古い建物はできる限り残して、次の世代に継承していきたいと考えています。格子についてもハードルを上げ過ぎて、そもそも建て替えを選択されてしまうことを考えると、厳しくは言いづらいと思います。</p> <p>資料1の関係図で三角ピラミッドの一番上が指定文化財、一番下が築年数が浅い、新築建築物がありますが、助成金受けて修景しようという方が、うちは下から2番目だからと考えずに、今の建物もまた10、20年後になって築年数を重ねて歴史を重ねていくと将来的には、登録有形文化財などを目指すことができます。その時に、今、変に変わってしまったから、30年後に価値が認められづらくなってしまふことは避けたいのですが、所有者の方は日々生活されている建物で、そういった考え方をご存じないこともあるので、犬山の本来の正式な格子について助言すること、あとは建物も将来の文化財を目指すという視点で考えてみてくださいというはたらきかけは必要かなと思います。</p>
会長 (服部委員)	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にご意見がある方はいらっしゃいますか。</p>
丸山委員	<p>おそらく犬山格子を使った方がよいけど、費用が高額になるということで、建築のことはよくわからないので質問ですが、犬山格子と格子が下まで来ているものの長短はどういうものですか。</p>
会長 (服部委員)	<p>犬山市から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>歴史まちづくり協議会では格子は風格を表すものの1つであるというような言い方はされました。</p> <p>犬山格子は格子の下に框、土台と言われる横棧が見えることで重厚感が増すという利点はあるかと思ひます。</p> <p>一方で簡易的な格子は横棧がないことで、雨がたまるような部分は少なくなります。維持管理がしやすい点は簡易的な格子のほうが利点があると思ひております。</p> <p>この伝統的な格子は、古くから犬山で見られていて、割付もこの棧の空いている部分の幅にある程度傾向が見られるような気がしています。</p>

	<p>そういったことで、犬山の町家の歴史を感じられるという利点も伝統的な格子にはあるかなとも感じています。</p>
<p>会長 (服部委員)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>ありがとうございました。長短がよくわかりました。 今まで話が出ているように、維持管理しやすいという観点からすれば、簡易格子でよいのではないかと思います。 ただ、犬山格子が全くなくなるわけではありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今も犬山格子がある状態で残っている町家については、例えば犬山格子を条件にしないとしても十分説明と協議を重ねながら、犬山格子を残していく方向に市が導いていくということを考えています。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>会長 (服部委員)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>清水委員</p>	<p>既存の犬山格子を修復する場合は元の寸法の格子を新しく作って、価値を維持することは必要だと思います。 ただ、金属製のものにどうしてもするというご意向があった場合は、格子の太さ細さや間隔などをしっかり記録に残して、格子を新しく取りかえても、30年後に文化財にしたいと思った時に木製で作って納めなおすことも可能になります。 ただ、記録がないと元に戻すことができないので、市が助言、サポートしていくことが必要だと思います。</p>
<p>会長 (服部委員)</p>	<p>復元可能な記録を残すという点について付帯意見としていくか重要な意見だと思います。 しっかり記録を残していただければと思います。 他いかがでしょうか。</p>
<p>畑委員</p>	<p>基本的には町並みの保存や景観のことを考えると、伝統的な格子であることが望ましいというのは、第1のところではあります。 ただ皆さんおっしゃるように、ハードル上げすぎると、本末転倒のことも起きるかもしれないということも理解をしていますので、基本的には現状でいいと思いますが、例えば簡易的な格子と犬山格子とで段階的な助成制度になると、理解をしていただける方は少し増えると思います。</p>
<p>会長 (服部委員)</p>	<p>それについては、現状の助成制度について少しご説明いただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど、我々の景観助成と文化財に対する補助があるというふうにご説明させていただきましたが、景観助成は上限300万円です。 文化財の補助金は上限500万円というものがありまして、文化財の補助金は、文化財として価値がある現状を保存するというものになるので、例えば犬山格子がついているもので、文化財的な価値があるものについては、文化財の補助</p>

	金が活用できるため、すでに金額的な差は作られていると考えています。
会長 (服部委員)	それは文化財に登録されてる場合ですね。 文化財に登録をしない一般の建築物でも、簡易な格子で300万円もらえるところに、犬山格子にする場合は50万プラスすることができないかというご意見だと思います。
畑委員	簡易格子だと100万円少ないとかでもよいですが。
会長 (服部委員)	ベースを作って、それに付加するかということですが、そういった議論はされていますか。
事務局	これまで具体的に議論したことはないです。 先ほど言ったように文化財の補助との金額にも差があるところもありますし、景観助成の中で助成のレベルによって金額を変えるという議論はありません。 今、改修金額の高騰もあり、金額的に差がどこまでうまくつけられるかというところと、この助成金300万円はすごく建物を残す上では重要な金額になってきているので、この補助金を使って、できる限り良くしていただきたいというところがあります。 格子だけではなく、建物の外壁や屋根の補修など、全体を改修するものに対しては、ほとんどが300万円の助成となるため、格子だけに金額の差をつけることが、そぐわないとの思いもあります。 ただ今回、ご意見として頂戴しましたので、中では少し議論していきたいなと思います。 ありがとうございます。
会長 (服部委員)	犬山格子とする際にインセンティブをつける方法はないかというご意見だと思いますけれど、その場合に犬山格子だけに限定してインセンティブをするのかどうかということも含めて、ご検討いただく必要があると思います。 これは貴重なご意見として、助成のあり方を検討、研究を深めていただければと思います。よろしくお願ひします。 他いかがでしょうか。
清水委員	文化財の補助金は文化財しか補助していないわけではなく、文化的な価値が認められた建物を保存する場合は対象となると思います。 新築の対応がちょっと課題だと思いますが。
会長 (服部委員)	文化財に指定登録されてなくても補助をするということによろしいですか。
歴史まちづくり課	歴史的風致形成建造物に対しても文化財の補助をしています。 歴史的風致形成建造物、登録有形文化財建造物、これについての助成を文化財保存事業費補助金で行っています。その対象となる物件については文化財的な方法、修理や保存を図るための工事を中心に行っておりますので、文化財的な修理を行うという方針で、伝統的建造物保存委員会の先生方に見ていただい

	<p>てるということです。</p>
<p>会長 (服部委員)</p>	<p>そういう制度もございますので、ぜひ活用していただいて、今のインセンティブのところはそちらで吸収できるのであれば、整理ができるということだと思いますので、よく整理していただければと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
<p>夏目委員</p>	<p>私は段階的に助成金にプラスアルファを検討できるのであればというのは賛成意見です。</p> <p>犬山市として歴史的な文化財としての価値のあるものは文化財の補助制度があるんですけど、景観の助成金は結構幅がありますね。</p> <p>歴史的価値があるとまでは言いがたいけれども、それなりに古い建物から、本当に最近建った年数の新しいものまでかなり幅があります。</p> <p>築年数が古いものを、今後、文化財のようなものに導いていくかどうかが大きいかなと思います。</p> <p>ですから、文化財にはなっていないけどもそこそこ古いものを文化財の方に導いていくとしたら、積極的に、犬山格子だけじゃなくいろいろな、犬山の建物の特徴的なものを残せるような、制度はあったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>犬山らしさを残していけることが、日本の中での他の城下町との差別化にもなると思うので、築年数の浅いものに関しては簡易的なものもよしとしても、それなりに古い建物が、よりよい犬山らしさに繋がるような助成制度を考えられたらいいなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長 (服部委員)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様のご意見をまとめますと基本的にはこれまでの方針に基づいて、あまりハードルを上げずに進めていくところでよろしいんじゃないか。</p> <p>ただし、犬山格子についてはしっかりと所有者の方にご理解をいただいて、その価値を十分にご理解いただくとともにハードルをクリアするために、どういことを考えればいいのか、十分に丁寧に情報提供していくことをまずしっかりやっていただくとともに、今ご意見ありましたように、インセンティブが講じられる制度ができるならば、その方が望ましいという意見ございましたので、既存の助成金の制度をしっかりと整理していただいて、インセンティブの余地があるのかなのかしっかりとご研究いただければということだと思いますがそのようなまとめでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では手引き、チェックシートについて何かお気づきの点等ございましたら、あまり時間はございませんけども、大体よろしいですか。</p>
<p>清水委員</p>	<p>手引きの左上の写真に自動販売機が写っているのが気になります。</p>
<p>事務局</p>	<p>検討させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。</p>

清水委員	最後のページに配慮しましょうと書いてありますので。
事務局	ありがとうございます。
梅田委員	右下の室外機もない方がよいです。
事務局	検討します。
会長 (服部委員)	ありがとうございます。 他によろしければ、次の議題に移ります。 資料2 屋外広告物について、事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	(1) 協議事項 ②屋外広告物「デジタルサイネージ」の取扱いについて(資料2) 説明
会長 (服部委員)	ありがとうございます。 デジタルサイネージの取り扱いについて、ご説明ありましたがこれについて、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 確認ですが、この城下町以外はデジタルサイネージについては特化した基準はないということによろしいですか。
事務局	県の条例に基づいていて、そちらの方には特段の規定はありません。
会長 (服部委員)	一般広告物と同じ扱いということだと思いますけれども、それに基づいてこのような運用をしていきたいという話ですけれどもいかがでしょうか。
畑委員	城下町の中にないに越したことはないですが、どこまでを城下町の範囲と考えているんでしょう。
事務局	景観計画上の城下町ゾーンというものがありますので、その範囲を想定はしております。
畑委員	観光駐車場も入っていますか。
事務局	観光駐車場も入っています。
畑委員	本町通りや13町内のあたりは、デジタルサイネージはないほうが良いと思いますが、一方で観光駐車場などは、利便性などを考えると必要だという話が今後出てくる気がするので、城下町全体でいいか悪いかというよりは、それぞれのゾーン、レイヤーに分けて、ここはもう絶対だめだということとある程度、枠が黒や木枠ならOKだとか、そういった少し細かい議論も必要になると思います。
会長 (服部委員)	ありがとうございます。 原則禁止の城下町とそれ以外のところについては、何らかの基準の検討の必要で、その中で、必要なものを認めていくとよろしいのではないかというご意見でしたけれども、その他いかがでしょうか。
清水委員	いちドライバーとして、夜に非常に明るく何度も切り替わったりすると、非常に危険だと感じる場合があります。信号の視認性やドライバーへの影響などもあると思います。 デジタルサイネージを掲出する方は明るくして、いかに目立たせるかと考えていると思いますが、危険性については検討していただけたらと思います。

<p>会長 (服部委員)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>必要な規制もあるのではないかとこのご意見だと思います。</p> <p>私の方からご意見1つ申し上げたいと思いますけども、今まさにおっしゃっていただいた通り、デジタルサイネージが危険性のある場合も結構あります。</p> <p>道路面に対して垂直にサイネージがある場合に、注意を取られて、ドライバーが運転を誤るようなことも十分あって、特に激しく切り替わると、相当、安全性がなくなってしまうということがあります。</p> <p>それだけじゃなくてももちろん景観上も非常にガチャガチャしてうるさいし、特に輝度が激し過ぎるようなものは、景観上、なかなか気分の良いものではないということもあり得るということだと思いますので、様々な観点から、必要性のある情報提供、広告を収入にしようというまちづくりのあり方もありますので、一概に規制はできないんですけども、その中であって、景観に著しく影響を与える、また安全性に害があるものについてはしっかり基準化していく必要があるのかなというふうに思いますので、全国なかなかまだ、規制が十分になされている自治体がそんなに多いわけではなくて、今、研究途上、研究中というところたくさんあるかと思うんです。</p> <p>いくつかの自治体でそういう、規制に踏み切っている自治体が少しずつ出てきているというところもありますので、ぜひ研究していただいて、名古屋市の都市計画審議会の方でも、また、同じ議論をしましてですね。</p> <p>そちらの方では景観計画の中にデジタルサイネージの基準を今回基準化していこうということをやりました。</p> <p>昨年度、デジタルサイネージのガイドラインが作られて、これに基づいて、景観計画の中で基準化していくということも検討されていますので、今後、いつかやらざるをえないというふうに思いますので、ぜひしっかりと研究していただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>輝度の話など愛知県の屋外広告物条例の関係で、愛知県から調査が、最近よくきます。</p> <p>多分、愛知県の条例の中にも、何か新しいルールを作る段階にきてると思っておりますので、そういったところも注意しながら、事例も調査しながら、また検討して参ります。</p>
<p>会長 (服部委員)</p>	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>基本的に事務局の方で作っていただいた方針についてはこの方向で進めていただいて、今後さらなる研究を進めていただくと。いうことでお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では協議事項は以上でございますので、次、報告事項、これはまとめてのご説明でよろしいでしょうか。</p>

	報告事項は2つございますので、説明をお願いします。
事務局	(2) 報告事項 ①城下町における景観地区の検討について(資料3) ②景観事業の各種実績について(資料4) 説明
会長 (服部委員)	今説明がありました、資料3、資料4について、ご質問がありましたらいかがでしょうか。
丸山委員	資料4の栗栖集落ゾーンの届出件数が0%なのですが、このゾーンに建物を建てる場合、景観助成を受けることは可能ですか。
事務局	景観形成助成金は景観形成促進地区という城下町ゾーン内の地区もしくは歴史的建築物、景観重要建造物が対象となっております、栗栖地区は、対象となるエリアではないので、今現状では、助成金はないです。
会長 (服部委員)	報告事項については以上でよろしいですか。 まだ幾つか資料ございますので、次に参りたいと思います。 その他となっておりますが、報告事項だと思っておりますので、3つよろしく願いいたします。
事務局	(3) その他 ①木曾川景観協議会の取り組みについて(資料5) ②「犬山市かわまちづくり計画」について(資料6) ③犬山城大手門枳形跡整備事業について(資料7)
梅田委員	資料7について、エレベーターはつける予定があるのですか。
歴史まちづくり課	これまで市民説明会やいろんな障害者団体さんですとか、いろんな方に意見を聞きながら、ここまでできました。 その中でエレベーターの必要性というのも意見がございましたし、私たちとしましては、屋上を使って、俯瞰してこの史跡の場所を見ることによって、さらに史跡の理解が深まって、有効な場所になるということを考えますと、やはりエレベーターの設置というのは、十分検討する必要があるというふうに思っております。 今後詳細な積算をして、最終的に判断をしたいというふうに考えております。資料の絵はまだ付く前のものになります。
梅田委員	エレベーターをつけることによってデザインが変わってしまうので、当然上に箱が出てくるので、その辺は注意していただければと思います。
会長 (服部委員)	ありがとうございます。 他いかがでしょうか。
夏目委員	建物のことより私はこの堀とか土塁のところ、気になっています。 表面的にここが枳形で、橋で、堀はここだったという、段差があまりないような形に見えます。 調査で史跡としては、堀などがある程度出ているという理解をしてたんですが、そういうものは残すような考え方はないでしょうか。

歴史まちづくり課	<p>発掘調査の成果といたしましては、堀は幅が18メートルぐらいで、深さについては実際掘った深さですと6.5メートルですけれども、それ以上は深さがあるということは確認をしております。</p> <p>これを整備するときにはどう表現するかというところで、委員会等でも検討をさせていただいたんですけれども、やはり実際に6.5～7メートルの堀を再現をするというのは安全管理上の問題、排水の問題、あとは遺構の保護の問題からちょっと難しいという意見がございました。</p> <p>ではどうするかというところで完全にフラットにしてしまうとわかりづらいということもあるので、土塁は盛り上げて掘は窪ませて、メリハリを付ける形で、整備をしようという話になっております。</p>
会長 (服部委員)	よろしいですか。
夏目委員	いち犬山城ファンとしては非常に残念な感じがします。
歴史まちづくり課	あとは、それをわかっただけのような仕組みといたしましては視覚障害の方にも触れる模型やVRなどの仕組みを使って、何とか実際の状況をご理解いただけるようにしたいというふうには考えております。
夏目委員	専門家の方が判断されていると思いますので、理解しました。
会長 (服部委員)	ありがとうございます。 他よろしいですか。
歴史まちづくり課	<p>この整備によって便益施設が、南の西の角に建設するということになりますけれども、ご説明しました経緯をもって、ここを史跡として整備するという方針になっております。ですので史跡の活用のための便益施設ということで、施設の設置場所、意匠等は文化財保護法の現状変更や設計整備の基準に規定されるものであります。</p> <p>従って、ここの整備は私たち歴史まちづくり課としては、犬山市景観条例第8条第2項の中で、市長が公益上必要と認めるもので用途上または構造上やむを得ないものと認めるものに該当するという認識でおりますので、また何かありましたら、ご意見をお願いしたいと思っております。</p>
会長 (服部委員)	よろしいですか。 では事務局にお返ししたいと思います。
事務局	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>貴重なご意見いただきましてありがとうございました。</p> <p>これもちまして、令和7年度第1回犬山市景観審議会を閉会とさせていただきます。</p>

《議事終了午後4時25分》